

【別紙】

令和2年12月4日
総務部総務課
会計管理室

会計事務の適正な執行について

令和元年度後期高齢者医療会計において不適切な会計処理があり、区全体の会計事務への信頼を損なう結果となった。

これは、会計事務の基本である年度管理が徹底されていなかったこと、還付事務マニュアルの内容が不十分であったこと、予算執行における確認・精査が不足していたことなど、組織的な対応の不備が主な原因であった。

このような事態を二度と発生させないため、下記のとおり全庁を挙げて会計事務の適正化に向けた取組を行う。

記

- 1 会計事務の年度管理における職員の意識の向上
 - (1) 起案における会計年度の意識強化
 - ※ 年度表記の明記（「現年度・過年度」→「令和〇年度」）など
 - (2) 出納整理期間中の事務および決算事務の再確認

- 2 適正な事務処理の徹底
 - (1) 会計事務マニュアルの改定
 - ※ 全庁向け会計事務マニュアルの改定および各業務マニュアルへの反映
 - (2) 会計事務研修における啓発
 - ※ 一般職員および係長級昇任時研修
 - (3) 事務処理ミスの防止と事務の効率化・標準化を目的とした事務改善を実施
 - ※ 練馬区事務改善実施方針の改定

- 3 組織としてのチェック体制の見直し
 - (1) 還付金支出における審査の強化
 - ※ 会計管理室による確認
 - (2) システムの仕様、運用変更時の影響範囲の確認と検証
 - (3) 組織体制見直しの検討

- 4 予算の執行管理の強化
 - (1) 定期的な帳簿類の管理・確認
 - (2) 過年度実績との比較等による執行状況の妥当性の確認